

## 一般事業主行動計画の公表について

社会福祉法人つよし会は、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき、一般事業主行動計画を公表します。

○「次世代育成支援対策推進法」

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、2005年4月1日から施行されています。

○「女性活躍推進法」・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律  
女性が社会で活躍しやすい環境をつくることを目的とした法律で  
2015年に成立した法律です。

### 社会福祉法人つよし会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年7月1日～令和 9年6月30日までの5年間

#### 2. 当社の課題

- ・年次有給休暇取得率が低い

#### 3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：年次有給休暇取得日数を年間平均6日以上とすること

##### 【取組内容と実施時期】

- 令和 4年7月～会議による職員周知、掲示

令和 4年7月～ 取組実施

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

令和4年7月現在

管理職に占める女性の割合 44%